

1 背景

(1) 高周波利用設備制度の概要

- 高周波利用設備は、電波を空間に発射することを目的とするものではないが、漏洩する電波が空間に輻射され、その漏洩電波による混信又は雑音が発生し、無線局に妨害を与える可能性があることなどから、原則として個別設置許可が必要となっている。
- しかし、技術基準に適合し型式指定を受けた設備については、個別の許可は不要となり、型式指定の表示を付することが義務付けられている。

(2) 電波政策2020懇談会における提言

- 近年、無線設備の多様化等に伴い、高周波利用設備の機能を持つ機器が流通している。
- 特定無線設備としての「技適マーク」については電磁的表示が可能であるが、高周波利用設備の型式指定については機器本体への印字等の対応が必要となっている。
- このような中、昨年7月の電波政策2020懇談会の報告書において、型式指定についても電磁的表示を導入すべきとの提言が示された。



2 主な改正概要

(1) 電磁的表示の追加(電波法施行規則第46条の4第2項の追加)

型式指定の表示方法について、設備本体の見やすい箇所に付す従来の方法に加え、次の方法を追加する。



別表第七号による表示を前項の設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によって同項の設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

(2) 電磁的表示を行う場合における表示方法等の書類の添付

(電波法施行規則第46条の4第3項の追加)

電磁的表示の場合、設備の設置者に対してその表示方法が周知されることが必要であるため、技適マークの規定と同様に、その表示方法を記載した書類の添付等を次のとおり規定する。

前項第二号に規定する方法により第一項の設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の同項の設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(2) 表示方法等の書類の添付



電磁的表示の付された設備

表示方法等の書類

(3) 指定を受けていない設備への表示の禁止 (電波法施行規則第46条の4第4項の追加)

型式指定の表示の正当性を担保するため、技適マークの規定と同様に、指定を受けていない設備に表示(紛らわしい表示を含む)を付することを禁止する。

何人も、第一項の規定により表示を付する場合を除くほか、一〇kHz以上の高周波電流を利用する設備に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(3) 指定を受けていない設備への表示の禁止



表示 禁止

(4) インターネットによる型式の公示 (電波法施行規則第46条の6の2の追加等)

型式名・指定番号・製造業者名等の公示(電波法施行規則第46条の2第2項)及び製造業者名等の変更の公示(第46条の3第5項)について、従来の官報告示による方法に、インターネットの利用等による方法を追加する。

第四十六条の二第二項及び第四十六条の三第五項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

(4) インターネットによる公示

型式名
指定番号
製造業者名等



- (5) 型式確認に係る必要な規定の整備(電波法施行規則第46条の8第4項・第5項・第6項、第46条の11の追加)
電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器の型式確認についても、(1)～(4)に係る規定を追加する。
- (6) 広帯域PLCに係る分電盤の定義に関する改正(電波法施行規則第44条第2項の改正)
電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)に規定する「電気使用者」を引用している部分について、同省令の改正に伴う改正を行う。
- (7) 【電波監理審議会諮問事項】広帯域PLCに係る規定の整備(無線設備規則第59条第1項の改正)
広帯域PLCの個別設置許可要件の規定について、電気事業法等の改正に伴い、疑義が生じないように改正を行う。
- (8) 測定方法を定める告示の改正(平成27年総務省告示第210号・第211号、平成28年総務省告示第69号の改正)
- 高周波利用設備の測定方法を定める上記3つの告示においては、測定器の基本的特性として、動作周波数10kHz以上150kHz以下の測定器の6dB低下点における通過帯域幅を「0.22kHz」と規定している。
 - この特性に関して、告示の制定根拠である国際規格(国際無線障害特別委員会(CISPR)規格)において、「0.22kHz」が「0.20kHz」に修正されたため、これに合致するよう告示を改正する。